

第 22 期愛知海区漁業調整委員会

第 10 回 会 議 議 事 録

令和 4 年 7 月 15 日
海区漁業調整委員会委員室

日	時	令和4年7月15日(金) 午前10時30分から午前10時50分まで			
場	所	海区漁業調整委員会委員室(西庁舎5階)			
議	題	第1号議案 中型まき網漁業等の制限措置の内容及び申請すべき期間について(諮問) 第2号議案 「水産動物の種苗の生産及び放流並びに水産動物の育成に関する基本計画」の策定について(諮問)			
出席委員		山下三千男	黒田 勝春	稲垣 芳樹	鈴木 惣和
		山本 昌弘	中根 静夫	吉武 正康	小林 俊雄
		榊原 満男	鈴木 輝明	小林 清和	山下 金次
		吉田 和広	岩田 靖宏	長谷川桂子	
事務局職員			書記長	鈴木 照夫	
			主査	黒田 拓男	
			非常勤職員	井上 容子	
農業水産局	水産振興監			岡田 元	
	水産課		課長	岡本 俊治	
	〃		担当課長	柴田 晋作	
	〃		課長補佐	堀木 清貴	
	〃		課長補佐	原田 誠	
	〃		主査	市来 亮祐	

事務局（鈴木）	<p>定刻となりましたので始めさせていただきます。</p> <p>開会に先立ちまして、配布資料の確認をさせていただきます。</p> <p>資料は会議次第、配席図、第1号議案、第2号議案の以上4種類でございますが、過不足等ございませんでしょうか。</p> <p>〔資料確認〕</p> <p>それでは、ただ今から第10回愛知海区漁業調整委員会会議を開催いたします。</p> <p>最初に山下会長から御挨拶をお願いいたします。</p>
会長（山下三千男）	<p>皆さん、こんにちは。</p> <p>第10回愛知海区漁業調整委員会の開会にあたり、一言御挨拶を申し上げます。</p> <p>委員各位、また、行政関係者の皆様におかれましては、暑い中御出席いただき、お礼申し上げます。</p> <p>本日は、議案2件が上程されております。委員の皆様には、円滑な議事進行に御協力をいただくことをお願いいたします。</p>
事務局（鈴木）	<p>ありがとうございました。</p> <p>それでは、岡田水産振興監から御挨拶をお願いいたします。</p>
水産振興監	<p>第10回愛知海区漁業調整委員会の開催にあたりまして、私からも一言御挨拶申し上げます。</p> <p>委員の皆様方には、大変お忙しいところ、また梅雨が戻ったような天候の中を御出席いただきまして、誠にありがとうございます。</p> <p>また、日頃は本県の水産振興に御理解御協力を頂きまして、重ねてお礼申し上げます。</p> <p>さて、豊川河口のアサリの特別採捕の期間は、本日から始まります。</p>

	<p>6月末に行われた試験びき結果によりますと、アサリ資源量は約1,600トンであり、ここ数年に比べて多い状況ですので、県内のアサリの資源回復に向けて、十分に活用していただきたいと考えております。</p> <p>水産試験場がいつも赤潮の調査を行っておりますが、最近少し海水の色が濃いのではと感じてみえると思います。実は、カレニアというプランクトンが発生しておりまして、これの濃度が高いと魚が死んでしまうというもので、御注意いただきたいと思います。</p> <p>本日は、会長の御挨拶にもありまして、議案が2件準備されていると伺っております。</p> <p>委員の皆様には、慎重な御協議をお願い申し上げまして、私からの挨拶とさせていただきます。</p>
事務局（鈴木）	<p>ありがとうございました。</p> <p>本日は定員15名のうち、15名の出席を得ましたので、漁業法第145条第1項の規定によりまして、この委員会の会議は成立しました。</p> <p>それでは、委員会運営規程第5条第2項によりまして、山下会長に議長をお願いいたします。</p>
会長（山下三千男）	<p>私が議長を務めますので、よろしくをお願いいたします。</p> <p>では、委員会運営規程第11条第2項の規定に基づき、議事録署名者を指名します。議事録署名者には、議長の私と、鈴木惣和委員、山本委員をお願いいたします。</p> <p>ただ今より議事に入ります。</p> <p>第1号議案の「中型まき網漁業等の制限措置の内容及び申請すべき期間について」水産課から説明をお願いします。</p>
水産課（市來）	<p>水産課漁業調整グループ市來です。</p>

「中型まき網漁業等の制限措置の内容及び申請すべき期間について」、諮問させていただきます。

県漁業調整規則第 11 条に基づき、漁業許可をしようとするときは、当該漁業の制限措置の内容と申請すべき期間を海区漁業調整委員会の意見を聴いて公示しなければなりません。廃業等により定数に空きが生じた場合には、毎年一回、新規許可を行うこととしており、今回、新規の許可を行う漁業の制限措置の内容及び申請すべき期間について諮問するものであります。

1 ページを御覧ください。諮問文を朗読いたします。

「諮問文朗読」

2 ページの「別紙 漁業種別制限措置の内容及び申請すべき期間」を御覧ください。

今回、新規の許可を行う漁業種類毎の制限措置の内容及び申請すべき期間について、表の左の欄に漁業種類、真ん中の欄に制限措置の内容、右の欄に申請すべき期間を取りまとめております。

「1 中型まき網漁業」について御説明します。

真ん中の欄、制限措置の内容について、(1) 漁業種類は、現行の制限措置から変更はございません。(2) 許可又は起業を認可すべき船舶等の数は、定数から6月1日時点の許可数を差し引いた2隻としております。(3) 船舶総トン数、(4) 推進機関の馬力数、(5) 操業区域、(6) 漁業時期、(7) 漁業を営む者の資格は、現行の制限措置から変更はございません。

その右の列の、申請すべき期間は令和4年7月22日(金曜日)午前8時45分から令和4年8月22日(月曜日)午後5時30分までとしております。

2 手繰第二種餌料びき網漁業以降の漁業種類については、制限措置の内容のうち、(1) 漁業種類、及び(3) 船舶総トン数から(7) 漁業を営む者の資格は従前と変更はなく、申請すべき

期間はいずれも同じでございますので、(2)の許可又は起業の認可をすべき隻数のみ説明させていただきます。

2 手繰第二種餌料びき網漁業については、15隻としております。

3 ページをご覧ください。3 改良備前網漁業については、6隻としております。

4 ページをご覧ください。4 貝けた網漁業については、84隻としております。

5 まめ板網漁業(伊勢湾)については、46隻としております。

5 ページをご覧ください。6 まめ板網漁業(三河湾)については、36隻としております。

7 まめ板餌料びき網漁業については、3隻としております。

6 ページをご覧ください。8 渥美外海板びき網漁業については、3隻としております。

7 ページをご覧ください。9 さより船びき網漁業については、59隻としております。

8 ページをご覧ください。10 いわし船びき網漁業については、2隻としております。

9 ページをご覧ください。11 しらす機船船びき網漁業については、3隻としております。

10 ページをご覧ください。12 さし網漁業については、源式網漁業15隻、三枚網漁業6隻、きす流網漁業9隻、きすこぎさし網漁業1隻としております。

11 ページをご覧ください。13 空釣こぎ漁業については、7隻としております。

12 ページをご覧ください。14 なまこ素潜り漁業については、2隻としております。

なお、参考として13ページ以降に漁業種類毎の公示案を示しております。

	<p>以上でございます。御審議よろしくお願いいたします。</p>
会長（山下三千男）	<p>ありがとうございました。</p> <p>ただ今の説明につきまして、何か御質問等がございますか。</p> <p>質問等もないようですので、議案を採決することに御異議はございませんか。</p>
委員（多数）	<p>（異議なし）</p>
会長（山下三千男）	<p>異議なしの声がありましたので、議案を採決いたします。原案を適当と認めることに賛成の委員は挙手願います。</p>
委員（全員）	<p>（挙手全員）</p>
会長（山下三千男）	<p>ありがとうございました。</p> <p>挙手全員と認め、「中型まき網漁業等の制限措置の内容及び申請すべき期間について」は原案どおり適当と認めることといたします。</p> <p>次に第2号議案の「水産動物の種苗の生産及び放流並びに水産動物の育成に関する基本計画の策定について」、水産課から説明をお願いします。</p>
水産課（原田）	<p>水産課 資源・栽培グループの原田と申します。</p> <p>それでは、第2号議案「水産動物の種苗の生産及び放流並びに水産動物の育成に関する基本計画の策定について」、説明させていただきます。この計画はいわゆる「愛知県栽培漁業基本計画」のことで、以下、「第8次基本計画」と言います。</p> <p>お手元に、第2号議案の資料を御用意ください。第2号議案は、県が策定する栽培漁業の第8次基本計画について、沿岸漁場整備開</p>

発法に基づき貴委員会に意見を伺うものです。

資料の表紙の次のページの諮問文を朗読いたします。

「諮問文朗読」

諮問文の次のページから、別添として第8次基本計画の案がございます。

その次に、参考1として、「水産動物の種苗の生産及び放流並びに水産動物の育成に関する基本計画（第8次栽培漁業基本計画）の策定について」と書かれた資料を用意しており、こちらの参考1の資料で基本計画の主な内容を御説明いたしますので、御覧ください。

「1基本計画について」、「（1）根拠法令」でございます。沿岸漁場整備開発法に基づき、国が基本方針を定め、県は国の基本方針と調和した基本計画を策定することとなっております。

「（2）計画の期間」でございますが、基本計画は、おおむね5年ごとに見直しをしており、第8次基本計画の期間は、国の新たな基本方針にあわせて2022年～2026年度の5年間として策定いたします。

「（3）基本計画で定める主な事項」は、法に規定されており、「ア 種苗の生産及び放流に関する指針」、「イ 種苗の生産及び放流を推進することが適当な種類」、「ウ 種類ごとの放流数量の目標」、「エ 種苗の生産及び放流に係る技術開発」などとなっております。特にイとウの種類と数量については、県の実情にあわせて決めることとなります。

次に、2の「基本計画の概要について」の「（1）考え方」ですが、策定にあたって、二つのことを踏まえております。一つは、国が、水産改革を踏まえ、栽培漁業を資源管理の一環に位置づけるなど、基本方針を大幅に変更したことから、基本計画の全体を通して、国の基本方針に準じた項目立てと文章の修正を行いました。もう一

つは、本県の栽培漁業の事業実績を踏まえ、今後の種苗の生産及び放流の種類、放流数量の目標の見直しを行いました。

「(2) 主なポイント」についての説明に移ります。

「前文」は、本県における栽培漁業の経緯とその結果、国の栽培漁業の位置づけの変化及び、位置づけの変化に伴う資源評価の結果を踏まえた栽培漁業の推進や効果が期待できる対象種への重点化などの国の対応、それらを踏まえた本県の栽培漁業センターの老朽化や種苗生産に携わる若手技術者の育成など栽培漁業の課題について記載しています。

「第1 水産動物の種苗の生産及び放流並びに水産動物の育成に関する指針」の「1 漁獲管理との一体的な取組」については、資源評価や放流効果調査の結果を踏まえた漁獲管理との一体的な取組により栽培漁業を推進することとしました。

2 ページ目に移ります。「2 放流効果の把握、検証に基づく対象種の重点化を踏まえた効果的な栽培漁業の推進」では、漁獲量調査や国等による資源評価を活用した定量的な指標に基づく効果の検証により対象種や放流方法を検討すること、また、資源造成を達成した魚種や資源が維持できている魚種は、種苗放流による資源造成から漁獲管理への移行を推進することとしました。

「3 栽培漁業の継続的な実施体制の確立」では、県の区域を越えて回遊するトラフグ等については、広域プランを勘案して種苗生産や放流に取り組むこと、アワビ等の地先種については、近年の環境変化を勘案した適地放流に取り組み、継続的な放流効果の把握に努めること、また、老朽化が進む栽培漁業センターについては施設の改修及び更新を図り、養殖用種苗生産を行う多目的利用施設への移行を推進することとしました。

「4 生物多様性の保全への配慮」では、放流種苗による遺伝的攪乱等の影響に配慮し、生物多様性の保全と両立することとしました。

「5 栽培漁業に関する理解の醸成と普及」では、種苗放流の役

割や効果に関する県民への積極的な情報提供による啓発と普及に取り組むこととしました。

「6 種苗放流と種苗の育成の場の整備との連携の推進」では、種苗の育成場となる干潟・浅場の整備や水産多面的機能発揮対策事業と、種苗放流との連携を推進することとしました。

次に「第2 水産動物の種苗の生産及び放流又はその育成を推進することが適当な水産動物の種類」については、生産終了した魚類の「くろだい」を削除し、第7次基本計画において新技術開発対象としてのみ記載していた貝類の「はまぐり」を追加しております。

次のページに移ります。「第3 水産動物の種類ごとの種苗の放流数量の目標」についてです。第8次基本計画で定めた放流数量と第7次の数量を表に示しております。

生産を終了した「くろだい」のほかは、既存魚種では、「あわび」を除く全魚種で放流数量を増やす計画となっています。

「とらふぐ」については現在の15万尾から3万尾増加させ18万尾に、「くるまえばい」は200万尾増やして2200万尾に、「がざみ」は23万尾増やして183万尾に、「よしえび」は110万尾増やして560万尾、「なまこ」は50万尾増やして120万尾とする計画です。

また、「みるくい」については14万個を、「はまぐり」については100万個を放流数量の目標として新たに記載する計画となっています。

大きさについては、既存の魚種については変更ありませんが、「みるくい」を0.4～0.8cm、「はまぐり」を0.1～0.3cmと新たに記載しました。

「第4 特定水産動物育成事業に関する事項」では、必要に応じ特定水産動物育成事業における育成水面制度の活用を努めることとしました。

「第5 水産動物の種苗の生産及び放流並びに水産動物の育成に係る技術の開発に関する事項」について、

「1 種苗生産の技術水準の目標」では、栽培漁業センターでの

水槽容量あたりの種苗生産数量の目標値を記載しております。

ここでは、栽培漁業センターの生産技術の向上にともない、「とらふぐ」、「くるまえばい」、「がざみ」で水槽容量あたりの種苗生産数量を増やす変更を行っております。また、「みるくい」は1㎡あたり40,000個、「はまぐり」は1㎡あたり50,000個を新たに目標として記載しております。

次のページに移ります。「2 栽培漁業の推進のための技術開発の推進」では、放流種苗の生残率の向上のために放流適地、最適な放流サイズ及び放流尾数の把握等に取り組むこと、種苗生産においては、減耗を防止するための技術開発に取り組むこと、貧栄養化等の近年の環境変化に対応するため必要な技術開発に努め、対象種の稚仔魚に関する生理・生態等の基礎的な知見の充実を図ることとしました。

「3 技術の維持と継承」では、計画的な人材確保や技術の体系的なマニュアル化、研修の機会を設ける等により、種苗生産技術及び放流技術の維持と継承に努めることとしました。

「4 遺伝子組換え生物等の取扱い」では、法律に基づいて適正に実施することとし、「5 外来生物の導入」では、栽培漁業へ外来生物は導入しないこととしました。

「6 技術開発水準の到達すべき段階」では、魚種ごとに栽培漁業の技術開発水準を定め、表のとおりとりまとめております。既存魚種では「よしえび」の技術開発段階について、現状を「E:事業化実証期」と目標を「F:事業実証時期」に変更をしております。また、新規に記載する「みるくい」と「はまぐり」については、ともに現状を「C:放流技術開発期」、目標を「D:事業化検討期」としております。

第6については、漁業者の皆様にご協力をお願いしております愛知県栽培漁業推進会議を設置することと、基本計画の期間を国に合わせて、2022年度～26年度までとしております。

なお、このほかの資料としては、参考2として「栽培漁業基本計

	<p>画新旧対照表」を、参考3として、令和4年7月1日に策定された国の第8年度本方針を添付しております。</p> <p>内容は以上のとおりですが、今後、貴委員会の御承認をいただくほか、「沿岸漁場整備開発法の運用について」（水産庁長官通達）に基づき関係機関と協議してまいります。その際の趣旨に影響のない文章の修正等、軽微な変更の御了解を合わせてお願いいたします。御審議くださいますよう、よろしくお願いいたします。</p> <p>以上で、第2号議案の説明を終わらせていただきます。</p>
<p>会長（山下三千男）</p>	<p>ありがとうございました。</p> <p>ただ今の説明につきまして、何か御質問等はございますか。</p>
<p>委員（鈴木輝明）</p>	<p>はい、ちょっとよろしいですか。</p> <p>4ページの2 栽培漁業の推進のための技術開発の推進というところの3つ目、貧栄養化等の近年の環境変化に対応するため必要な技術開発に努め云々とあるところの必要な技術開発というのは具体的にはどういうものをイメージしてみえるのか、ちょっと教えていただきたい。つまり、貧栄養化というのは、海域環境全体の変化であって、それに対応して有効な技術開発とはどういうものなのか、私には少し理解できない部分がある。いかがですか。</p>
<p>水産課（原田）</p>	<p>御質問に対して、お答えさせていただきます。</p> <p>現在、貧栄養化については、下水道の放流水の栄養塩の増加などの社会実験を進める、またその効果の把握を進めるということをしております。また、この調査結果を基に漁業生産に必要な栄養塩レベルの調査を行っているところでございます。これらの結果を踏まえて、放流適地の検討を行う、具体的には、例えば新規魚種のハマグリ放流を行おうとしていますが、放流適地などの検討にこういった技術開発の結果を用いていきたいと考えております。</p>

委員（鈴木輝明）	<p>ああ、そうですか。</p> <p>要はその技術開発には広い意味がある訳ですね。この文案だけを読むと、種苗生産技術というものがイメージされるんだけど、今の説明では、そういうことではないということですね。</p>
水産課（原田）	<p>そうですね。</p> <p>栽培漁業に関しては、幅広い知見を基に放流適地を検討していくということで、既存で行われている社会実験や技術開発を用いながら、少しでも効果の高い放流を進めてまいりたいと考えておるところです。</p>
委員（鈴木輝明）	<p>わかりました。</p>
会長（山下三千男）	<p>他に何かありませんか。いいですか。</p> <p>質問等もないようですので、議案を採決することに御異議はございませんか。</p>
委員（多数）	<p>（異議なし）</p>
会長（山下三千男）	<p>異議なしの声がありましたので、議案を採決いたします。原案を適当と認めることに賛成の委員は挙手願います。</p>
委員（全員）	<p>（挙手全員）</p>
会長（山下三千男）	<p>ありがとうございました。</p> <p>挙手全員と認め、「水産動物の種苗の生産及び放流並びに水産動物の育成に関する基本計画の策定について」は原案どおり適当と認めることといたします。</p> <p>以上で本日予定の議題はすべて終了しました。</p>

これをもちまして第 10 回委員会を終了します。どうもありがとうございました。

議 長

委 員

委 員

